

行政区域の歴史的変遷

地域施設計画における圈域設定手法に関する研究 その2

*

○ 正会員 友清 貴和

1. はじめに

地域施設の計画に際しては、施設の受益範囲を「計画圈域」として設定することが、配置計画・規模計画の前提である。ところで、計画された圈域は様々な形で住民の生活に影響を与えるため、利害関係で住民対立の原因となったり、経営を左右する要因となりやすい。本研究は、地域施設個々の圈域設定技法ではなく、類型化した施設の型と圈域設定手法の間にみられる、一定の法則性を明らかにしようとするものである。

特に本稿は、今後の研究の導入と位置付けて、我々の日常生活に最も身近な圈域である行政区に着目し、その区域割りの経緯を歴史的資料に尋ね、圈域設定の条件となる要因の抽出を試みたものである。

2. 研究の位置づけ

研究の対象として、今回は鹿児島県本土を取り上げた。鹿児島県は江戸時代島津氏の支配下にあり、独自の行政支配を受けた地域である。すなわち「薩摩の国は鎌倉時代の風俗にして武官おののお土着の法有り。
薩州・大隅・日向三州は百廿余ヶ外城と称し、…」^{注1)}という外城制度が取られていた。外城制度とは郷と称する行政区画を持ち「郷は郡より小さく村より大きい境界と人口を有するもので…」^{注2)}とされていた。この結果、鹿児島県の現行政区画は、藩政の影響を色濃く残しているものと考えられる。

3. 分析結果

3-1. 9世紀当時の行政区画 (図-1)^{注3)}

薩摩・大隅国は奈良時代、日向隼人・大隅隼人・薩摩隼人・阿多隼人・甑隼人等と呼ばれる部族が群雄割拠し、統一が困難であった。730年には「大隅・薩摩両国いまだ班田せず…旧に隨て動かさず、各自ら佃しむ…」^{注4)}とされている。結果的に両国に班田収授法が適用されたのは、100年程遅れた西暦800年であった。

班田収授法が適用された後の郡郷は、和名抄によると、薩摩国13郡25郷・大隅国8郡19郷、合計21郡44郷と

されている。

3-2. 鎌倉時代の行政区画 (図-2)

建久8年(1197年)の岡田帳によると、薩摩国5郡13郷8院・大隅国4郡5郷11院、合計9郡18郷19院、総計46の郡郷院が存在したことが判る。

本来は郡の下に郷があったが、この当時は下克上で、郷が大きな力を持ち、しばしば郡を凌いでいた。さらに、国司や郡司の配下で倉院管理していた者が勢力を蓄え、郡司に対抗して院を唱え始めた。この結果、似たような勢力の郡・郷・院が拮抗して領地を分割支配していた。例えば、9世紀の出水郡は鎌倉時代になると和泉郡・大和院・アクネ院に分かれたことが判る。

^{注5)} 9世紀の国郡図では、44郷の地名と位置が同定できていないものの、領地・境界争いを経て、この44郷が12世紀の46郡郷院の基礎になったことは、十分推測される。

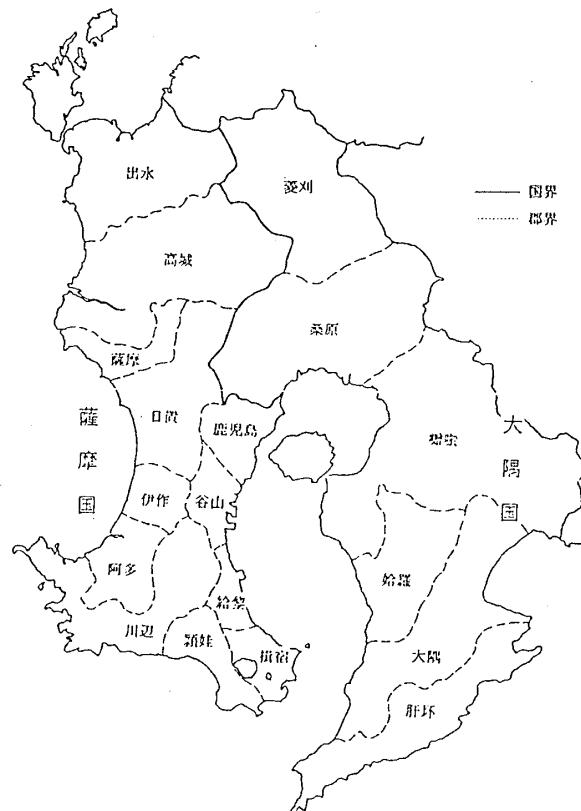


図-1 国郡図 (800年班田収授法当時の郡)

*鹿児島大学助教授 工学博士

3-3. 太閤検地時の行政区画 (図-3)^{注6)}

1580年代に九州制覇をねらった島津氏は、結局1587年に豊臣秀吉から平定され、1594年（文禄卯年）には薩摩・大隅・日向での検地を受け入れざるを得なかつた。さらに、1600年の関ヶ原の役で徳川氏の霸権が確立したため、島津氏は薩摩・大隅の2国と日向国諸県郡に逼塞させられ、この領域体制が江戸時代末まで続くことになる。

3-4. 江戸時代の行政区画 (図-4)^{注7)}

1602年徳川家康から所領安堵の盟書を受けられた島津氏は、その年に鶴丸城を構築した。「城をもって守りとなさず、人をもって守りとなす」の精神に基づき、この時の城は屋形造りの居館で、代わりに領内に102の外城を設けたとされている。外城の数は時代によって変動があるが、おおよそ110ヶ所前後である。

文禄卯年地図と江戸時代郡郷図を比べる限り、郡郷の地名と位置に大きな差は見られない。^{注8)}

3-5. 市町村制施行後の行政区画 (表-1)

廃藩置県は明治4年に行われたが、市町村制の施行は明治22年にずれ込んだため、この年まで、江戸時代の郡郷制が行政区画として活用された。



図-2 中世郷荘図 (1197年図田帳の郡郷院)

市町村制施行に当たって政府の方針は「300~500戸をもって1村とする」ものであったが、鹿児島県では藩政時代の郷を単位として新村を画定した。この理由は、小規模では村の財政を満たすことができない、旧来の郷制を維持しようとする意見が残っていたため等である。



図-3 文禄卯年地図 (1594年太閤検地)

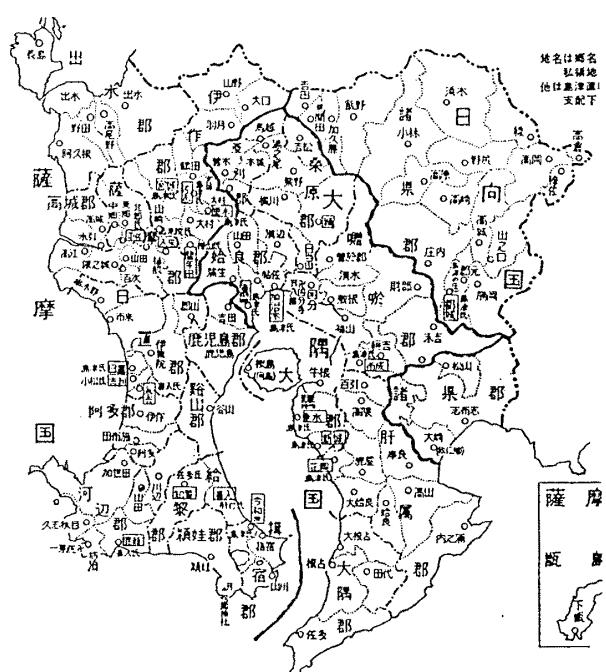


図-4 江戸時代郡郷図 (江戸末期年代不詳)

4. おわりに

本稿では、鹿児島県の本土に限定して分析を進めたが、今後は一部薩摩藩の支配を受けた宮崎県、外城制度による郡郷支配が行われなかつた他県に、研究の枠を広げて行きたい。本研究は、卒論生上大迫真一君との共同研究の一部である付記して謝意を表す。

【注および参考文献】

1),2),8) 押野昭生、麓集落に関する二・三の検討、

史林4号、1957年

- 3),5),6),7) 面高正俊・四本健光編著、かごしま郷土の歴史と物語1991年2月復刻、鹿児島県中学校社会科研究会
- 4),9) 原口虎雄、かごしまけんの歴史、p.1973年10月、山川出版社
- 10) 鹿児島県総務部参事室編、鹿児島県市町村変遷史、1967年3月、鹿児島県

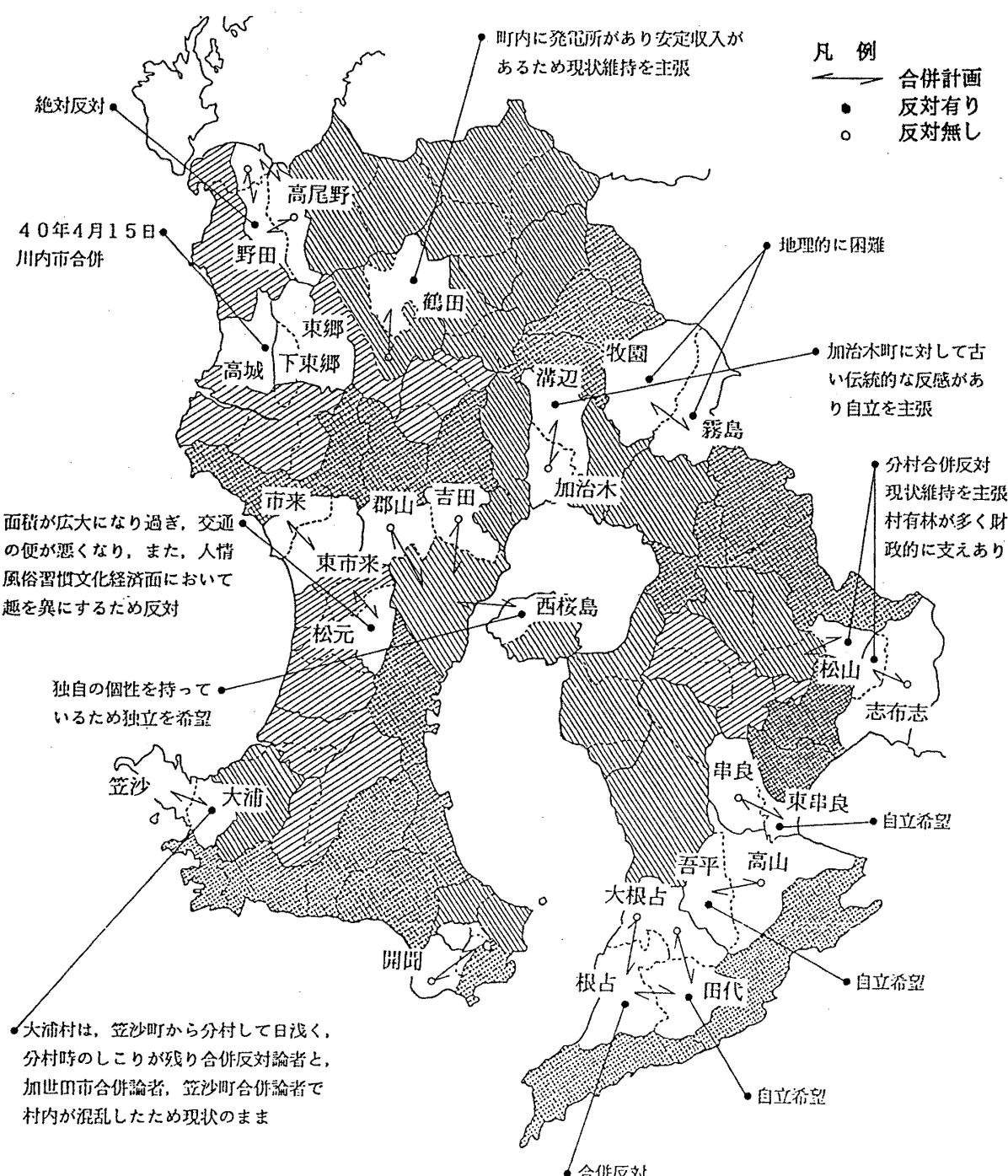


図-5 鹿児島県町村合併計画案（昭和28年提案）